

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	健康増進事業の実施に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、健康増進事業の実施に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年7月23日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の内容	・健康増進法等の規定に基づき、健康増進事業である各種がん検診（胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診）、歯周疾患検診の実施に関する事務を行う。 ・健康増進事業の実施に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条第8項に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	保健センターシステム
②システムの機能	1 検診対象者情報確認 検診対象者の4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、検診履歴を確認する。 2 検診情報管理 検診対象者ががん検診、歯周疾患検診受診後、委託先から市へ提出された検診結果を入力または取り込む。また過去の受診状況や検診結果を管理する。 3 各種帳票出力 検診対象者等に対して、受診票や無料クーポン券等を出力する。 4 統計分析機能 システム内の情報を使用した統計分析、集計表作成。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 国民健康保険システム・特定健診等データ管理システム ）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	1 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 2 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムで宛名情報（送付先、住登外情報等を含む）を団体内統合宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 3 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー ）

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存住基システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得（※）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム等及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として保持・管理する機能 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
検診結果情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	○番号法 別表111の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第54条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ○番号法第19条第8号 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表139の項 【情報照会】 ○番号法第19条第8号 ○同上	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	松山市健康医療部健康づくり推進課	
②所属長の役職名	健康づくり推進課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
検診結果情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進法に基づき実施する各種検診の対象者
その必要性	健康増進事業(各種検診)の対象者やその人の受診状況等を管理する必要があるため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	○個人番号、その他識別番号(内部番号) 健康増進事業に基づく各種検診の対象者を正確に把握するために保有する。 ○4情報 対象者の現住所等を把握するために保有する。 ○健康・医療関係情報 正確な健康増進事業の実施のために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和4年6月1日
⑥事務担当部署	松山市健康医療部健康づくり推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 地方公共団体情報システム機構、他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 医療機関、検診実施機関 ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		各種検診等の受診情報について対象者を特定し、適正な情報管理をするため。
④使用の主体	使用部署	【健康医療部】健康づくり推進課 【総合政策部】システム管理課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		☐ 生年月日、性別、受診履歴等により対象者の条件を設定し、対象者データの抽出を行う。 ☐ 受診結果の登録を行う。 ☐ 受診結果に基づき、フォロー対象者等を抽出する。 ☐ 受診状況に基づき、受診勧奨対象者を抽出する。 ☐ 情報提供ネットワークシステム連携、団体内統合宛名システムを通し健康増進事業に関する情報提供を行う。
	情報の突合	内部番号(宛名番号)、氏名、生年月日、性別により突合し、本人確認を行う。
⑥使用開始日		令和4年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1	保健センターシステム運用支援業務委託
①委託内容	・Q&A対応(マニュアルに記載のないシステム操作に対する支援等) ・重要処理立会い(重要処理を行う際、立会いを行い問題発生時に対応する) ・データ保守支援(運用誤りで発生したデータ修正に対する支援)
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	株式会社富士通四国インフォテック
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法 再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
	⑥再委託事項 保健センターシステム運用支援業務委託
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

[illegible]

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜松山市の措置＞ ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退管理をおこなっている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<基本情報>

個人番号、宛名番号、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、性別、郵便番号、住所、電話番号、地区

【胃がん検診】

(一次検査結果情報)

受診区分、受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関、受診種別、過去の受診歴、胃がんに係る症状の有無、一次読影日、一次判定区分、二次読影日、二次医療機関番号、二次判定区分、胃部エックス線検査所見、胃内視鏡検査所見、総合判定、他所見、がんセット区分、保険種類、自己負担免除区分、検診委託先、生検実施の有無

(精密検査結果情報)

受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関

【肺がん検診】

(一次検査結果情報)

受診区分、受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関、受診種別、過去の受診歴、肺がんに係る症状の有無、喫煙本数、喫煙年数、X線判定、胸部エックス線検査所見、喀痰検査受診日、喀痰判定区分、喀痰検査所見、総合判定、他所見、CR判定、CT判定、結核総合判定、がんセット区分、保険種類、自己負担免除区分、検診委託先

(精密検査結果情報)

受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関

【大腸がん検診】

(一次検査結果情報)

受診区分、受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関、受診種別、過去の受診歴、大腸がんに係る症状の有無、1回目便潜血判定、2回目便潜血判定、便潜血検査所見、がんセット区分、保険種類、自己負担免除区分、検診委託先

(精密検査結果情報)

受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関

【乳がん検診】

(一次検査結果情報)

受診区分、受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関、受診種別、過去の受診歴、乳がんに係る症状の有無、視触診結果、マンモ撮影方向、マンモグラフィ結果(右)、マンモグラフィ結果(左)、マンモグラフィー検査所見、総合判定、他所見、乳がん検診結果、乳がん検診の精密検査対象有無、乳がん検診の他所見、保険種類、自己負担免除区分、検診委託先、クーポン受診区分、クーポン券番号

(精密検査結果情報)

受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関

【子宮頸がん検診】

(一次検査結果情報)

受診区分、受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関、受診種別、過去の受診歴、子宮頸がんに係る症状の有無、視診所見有無、視診所見内容、内診所見有無、内診所見内容、頸部細胞診検査判定、頸部細胞診検査所見、総合判定、他所見、臨床所見、体部細胞診、保険種類、自己負担免除区分、検診委託先、クーポン受診区分、クーポン券番号

(精密検査結果情報)

受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関

【歯周疾患検診】

(一次検査結果情報)

受診区分、受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関、受診種別、1日での歯をみがく頻度、歯磨時間、歯間ブラシやフロスの使用頻度、過去1年間の歯科検診の受診の有無、喫煙歴、喫煙を開始した年齢、喫煙を止めた年齢、1日の平均喫煙本数、知っているもの、歯や口の状態、気になること、糖尿病罹患の有無、関節リウマチ罹患の有無、狭心症・心筋梗塞・脳梗塞罹患の有無、内臓脂肪型肥満の有無、妊娠の有無、その他全身の状態、健全歯数、未処置歯数、処置歯数、要補綴歯数、欠損補綴歯数、現在歯数、BOP区分1、BOP区分2、BOP区分3、BOP区分4、BOP区分5、BOP区分6、BOP区分7、PD区分1、PD区分2、PD区分3、PD区分4、PD区分5、PD区分6、PD区分7、歯石の付着、口腔清掃状態、その他所見、総合判定、受診券種別、クーポン券番号、判定区分、保健指導内容、他科疾患との関連、指導区分、前年度状況、要精検区分

(精密検査結果情報)

受診年度、受診日、受診時年齢、受診医療機関、精検判定、歯周病精検所見

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
検診結果情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・松山市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を、統合DB経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号と紐付けて取得する情報は、特定個人情報として定義した住民票関係情報にシステムの機能として限定しているため、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末にアクセスするための2要素認証（ID・パスワード・生体認証（顔認証））とシステムにログインするためのID・パスワードによる認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・一定時間の無操作でスクリーンセーバー又は自動ログオフ機能を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。
- ・特定個人情報が表示された画面のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置き、さらにのぞき見防止フィルムを貼っている。
- ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の提供を限定する。 ・情報流出を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・特定個人情報の提供先を限定する。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる。 ・再委託を原則として禁止する。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・庁外での特定個人情報ファイルを用いた作業は認めていない。 ・データの外部への持ち出しについては特定個人情報を含まないことを職員が必ず確認し、それを記録している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームの措置> ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアの措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムの照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどりつくための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能 <中間サーバーの運用の措置> ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ利用したかが全て記録される。番号法及び条例上認められる提供以外受け付けられないようにしており、システム上提供が認められなかった場合についても記録を残し、提供記録は7年分保管する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・プラットフォームの措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報流出等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり		2) 発生なし	
	その内容	—				
	再発防止策の内容	—				

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	松山市健康医療部健康づくり推進課 790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30番地5 Tel(089-911-1810)
②対応方法	電話による対応・受付を行う。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年12月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月11日	表紙 特記事項	操作カード(職員証)やパスワード	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和4年11月11日	Ⅲ3 具体的な管理方法	・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。	・端末にアクセスするための2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))とシステムにログインするためのID・パスワードによる認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和4年11月11日	Ⅲ3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報が表示された画面のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。	・特定個人情報が表示された画面のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置き、さらにのぞき見防止フィルムを貼っている。	事後	見直しに伴う修正
令和5年11月13日	I 4 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令	事後	誤記による修正
令和5年11月13日	Ⅱ 2 ④記録される項目 全ての記録項目	別添1 【歯周疾患検診】(一次検査結果情報) 知っている者	別添1 【歯周疾患検診】(一次検査結果情報) 知っているもの	事後	誤記による修正
令和5年11月13日	Ⅱ 3 ④使用の主体	ICT戦略課	システム管理課	事後	誤記による修正
令和5年11月13日	Ⅳ開示請求、問合せ	松山市個人情報保護条例(平成16年条例第29号)	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)	事後	法改正による変更
令和7年3月14日	I 1 ②事務の内容	別表第二	第19条第8項	事後	法改正による修正
令和7年3月14日	I 4 個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の76の項	番号法 別表111の項	事後	法改正による修正
令和7年3月14日	I 5 ②法令上の根拠	【情報提供】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表第二の102の2の項 【情報照会】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表第二の102の2の項	【情報提供】 ○番号法第19条第8号 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第九号)第2条の表139の項 【情報照会】 ○番号法第19条第8号 ○同上	事後	法改正による修正
令和7年3月14日	I 6 ①部署	保健福祉部	健康医療部	事後	誤記による修正

令和7年3月14日	Ⅱ 2 ⑥使用の主体	保健福祉部	健康医療部	事後	誤記による修正
令和7年3月14日	Ⅱ 3 ④使用の主体	保健福祉部	健康医療部	事後	誤記による修正
令和7年3月14日	Ⅳ 2 ①連絡先	保健福祉部	健康医療部	事後	誤記による修正
令和7年7月23日	Ⅲリスク対策 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うそのリスク及びそのリスクに対する措置	④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。	④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報流出等のリスクを極小化する。	事前	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改による修正